
石川県生活環境部制度融資の案内



1. 石川県環境保全資金融資制度
2. 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

石川県生活環境部

1 環境保全資金融資制度

融資対象者	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	
融 資 対 象 事 業	1	公害防止施設等の整備事業 ① 公害の発生防止に必要な施設の整備 ② 公害防止のための工場移転に伴う土地及び事業用施設の取得 ③ 土壌汚染対策法に基づく汚染の除去等の措置 ④ 吹き付けアスベストの飛散防止措置
	2	産業廃棄物の処理施設の整備事業
	3	循環型社会づくりのための施設整備事業 ① 産業廃棄物の再生利用、資源化施設の整備 ② 登録廃棄物再生事業者が設置する、廃棄物の再生利用、資源化施設及び保管施設の整備 ③ 地下水使用の合理化施設の整備 ④ 生活環境の保全のための緑地の整備
	4	地球環境保全のための施設整備事業 ① 脱特定フロン等型への設備の転換 ② フロン回収設備の整備
	5	ISO14001の導入事業
融 資 限 度 資 額	貸付	○5,000万円 ○融資対象事業1の③の場合、2及び3の①、②の事業のうち、共同処理施設(事業協同組合、協業組合等が整備する施設)であって知事が特に必要と認めた場合 1億円 ○融資対象事業費(国等の補助金を受けるものは補助金額を差し引いた額)の90%以内 ○ただし、以下の場合は70%以内 ・融資対象事業1の②及び3の①、② ・融資対象事業2であって産業廃棄物処理業者が整備する場合
	利率(年)	○一般 別途知事が定める。 ○特利 別途知事が定める(特利が適用される事業は下記のとおり)。 ・融資対象事業1の①であって、工業団地等で一斉に行う場合及び3の③、4の事業 ・融資対象事業2又は3の②であって、事業協同組合、事業協同小組合が整備する場合
件	期間	10年以内とする(据え置きなし) ただし、融資対象事業5は、5年以内(据え置きなし)
	信用保証	付保は取扱金融機関所定の扱いによります 保証料率 保証協会の定める率(0.33%~1.35%)
	担保、保証人	取扱金融機関所定の扱いによります
添 付 書 類	1 工場、事業所の平面図(整備する施設・設備の配置を明示すること。)及び付近の見取図 2 整備する施設・設備の設計図、仕様書(カタログがある場合は添付すること) 3 対象事業の予定表及び見積書等 4 県税の納税証明書 5 法人登記簿の謄本 6 前年度事業報告書(貸借対照表及び損益計算書(製造原価報告書等付属書類を含む)) 7 工場等移転計画書(工場移転の場合に限る) 8 一斉公害防止事業計画書(融資対象事業1の①であって、工場団地等で一斉に行う場合に限る)	

○融資条件一覧

	中小事業者				組合			
	5,000万円		1億円		5,000万円		1億円	
	70%	90%	70%	90%	70%	90%	70%	90%
1 公害防止施設等の整備事業								
① 公害の発生防止に必要な施設の整備	-	◎	-	-	-	◎	-	-
② 公害防止のための工場移転に伴う土地及び事業用施設の取得	○	-	-	-	○	-	-	-
③ 土壌汚染対策法に基づく汚染の除去等の措置	-	-	-	○	-	-	-	○
④ 吹き付けアスベストの飛散防止措置	-	○	-	-	-	○	-	-
2 産業廃棄物の処理施設の整備事業	○ (産廃業者)	○ (その他)	-	-	-	-	● (産廃業者)	● (その他)
3 循環型社会づくりのための施設整備事業								
① 産業廃棄物の再生利用、資源化施設の整備	○	-	-	-	-	-	○	-
② 登録廃棄物再生事業者が設置する、廃棄物の再生利用、資源化施設及び保管施設の整備	○	-	-	-	-	-	●	-
③ 地下水使用の合理化施設の整備	-	●	-	-	-	●	-	-
④ 生活環境の保全のための緑地の整備	-	○	-	-	-	○	-	-
4 地球環境保全のための施設整備事業								
① 脱特定フロン等型への設備の転換	-	●	-	-	-	●	-	-
② フロン回収設備の整備	-	●	-	-	-	●	-	-
③ 自然エネルギー導入施設又はエネルギー効率化施設の整備	-	●	-	-	-	●	-	-
5 ISO14001の導入事業	-	○	-	-	-	○	-	-

利率:一般 = ○、特利 = ●、◎(一斉実施する場合のみ)

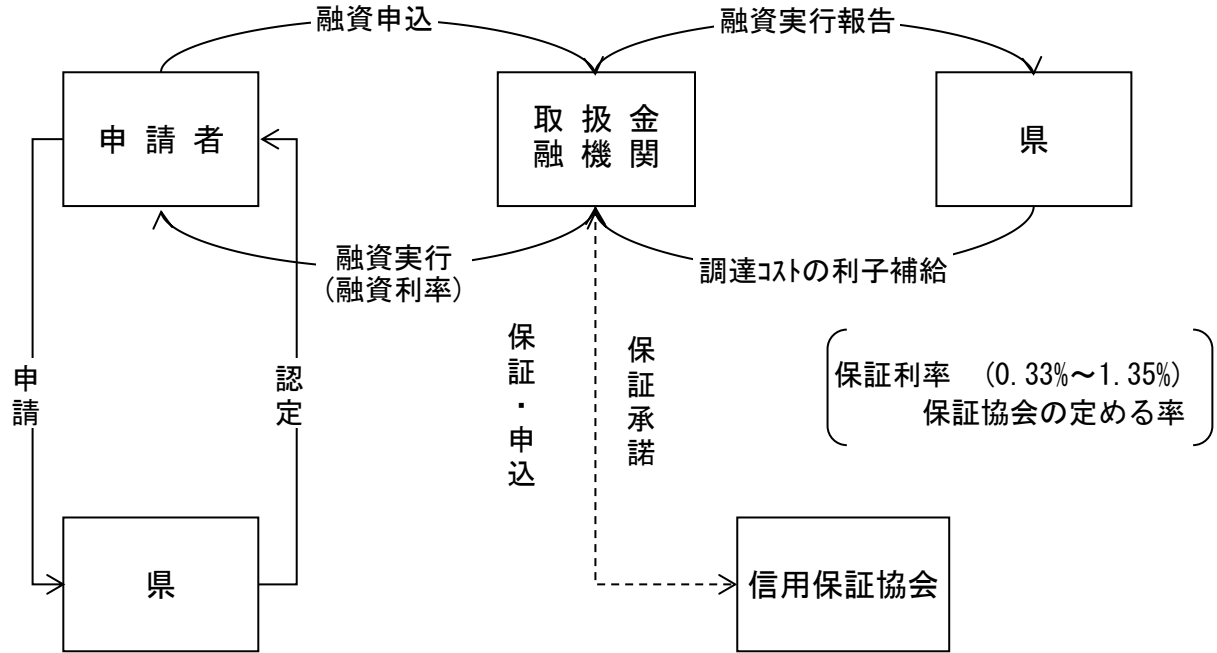
2 石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度

融資対象者	1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	
融資対象施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する施設	
	1 最終処分場(安定・管理型埋立処分場)：規模に関わらず全ての処分場 2 焼却施設 ① 汚泥：処理能力(5 m ³ /日超又は200kg/時以上)又は火格子面積(2 m ² 以上) ② 廃油：処理能力(1 m ³ /日超又は200kg/時以上)又は火格子面積(2 m ² 以上) ③ 廃プラスチック：処理能力(100kg/日超)又は火格子面積(2 m ² 以上) ④ 廃PCB：規模に関わらず全ての施設 ⑤ その他：処理能力(200kg/時以上)又は火格子面積(2 m ² 以上)	
融資条件	1 対象施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく知事(金沢市長)の許可(変更許可)を要する施設であること 2 過去1年以内に改善命令以上の行政指導を受けていないこと	
	貸付限度額	○ 最終処分場：5億円 ○ 焼却施設：1億円 最終処分場と焼却施設を同時に整備する場合は、それぞれ別々に融資 ○ 施設整備事業費の90%以内(ただし環境アセスの経費、土地取得費、補償費等は含まない)
	利率(年)	別途知事が定める。
	期間	10年以内とする(うち据置期間2年以内)ただし、措置期間は金融機関にて設定
	信用保証	付保は取扱金融機関所定の扱いによります 保証料率 保証協会の定める率(0.33%~1.35%)
	担保、保証人	取扱金融機関所定の扱いによります
添付書類	1 工場、事業所の平面図(整備する施設・設備の配置を明示すること)及び付近の見取図 2 整備する施設・設備の設計図、仕様書(カタログがある場合は添付すること)、予定表及び工事見積書 3 不動産登記簿謄本又は土地販売契約書(又は賃貸契約書)の写し等 4 法人登記簿謄本(個人の場合は住民票)又は組合の寄付行為の写し 5 前年度事業決算書(貸借対照表及び損益計算書)及び確定申告書の写し 6 国税及び県税の納税証明書 7 関係市町長からの意見書 8 過去1年以内に改善命令以上の行政指導を受けていないことの申立書(全国対象) なお、石川県廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前審査で提出された書類は省略できます	

3 報告、届出

融資を受けた工事が完了したときは、完了報告書を県に提出してください
 証明書(又は認定書)の交付を受け、資金を必要としなくなった時は、辞退届を提出してください

4 融資の申込手続の流れ



5 申し込み手続き

- 1 融資を受けようとする方は、申請書に添付書類を添えて、「環境保全資金」の場合は石川県環境政策課へ、また、「産業廃棄物処理施設整備資金」の場合は石川県資源循環推進課まで提出して下さい(2部提出)
 - 2 県で審査の上、基準に適合すると認めた場合には、証明書(又は認定書)を交付
 - 3 証明書(又は認定書)の交付を受けたら、「環境保全資金借入申込書」にこの証明書を添付のうえ、取扱金融機関に申し込んでください
- なお、所定の様式は環境政策課及び資源循環推進課に請求してください
- 留意事項 環境保全資金融資と産業廃棄物処理施設整備資金融資の併用はできません

6 取扱金融機関

北國銀行	北陸銀行	商工組合中央金庫	はくさん信用金庫
みずほ銀行	福井銀行	興能信用金庫	金沢信用金庫
三井住友銀行	富山銀行	富山第一銀行	のと共栄信用金庫
三菱UFJ銀行	福邦銀行	横浜幸銀信用組合	石川県信用農業協同組合連合会

7 問合せ、申込は下記まで

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県環境保全資金融資制度
 石川県生活環境部環境政策課 企画管理グループ 電話 (076)225-1463
 FAX (076)225-1466

石川県産業廃棄物処理施設整備資金融資制度
 石川県生活環境部資源循環推進課 企画管理グループ 電話 (076)225-1471
 FAX (076)225-1473